

別記様式第1号(第四関係)

おがわ  
小川地区活性化計画

山口県萩市

平成26年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	小川地区活性化計画	市町村名	萩市	地区名	小川地区	計画期間	平成26年度～29年度
都道府県名	山口県						

**目 標 :**  
「小川地区活性化協議会(仮称)」が中心となり、小川地区のコミュニティ協議会や農業集落及び農業生産法人などが連携し、地元農産物や農村伝統文化、文化財などの地域資源を活用する仕組みを構築するとともに、女性や高齢者の能力を発揮したグリーンツーリズム受入体制の強化や農業者の所得機会の拡大、さらには地域資源を活かした6次産業化も推進して、地域の活力の向上を目指す。  
目標として、交流人口を21,594人(H22～25)から24,750人(H26～29)で14.62%の増加を目指す。  
※小川地区活性化協議会(仮称)・・・小川地区の農家・農業法人・有志等により構成され、交流を中心とした事業展開により地域の活性化を目指す。

## 目標設定の考え方

**地区の概要:**  
小川地区は、萩市の中心部から約33Kmの東部に位置し、平成17年に萩市と合併するまでは田万川町小川地区として存在していた地域である。総面積46.79km<sup>2</sup>で農村集落は標高400m級の山に囲まれた里に点在し、その周辺の平地に農地が広がる中山間農業地帯であり、肥沃な農地と冷涼な気候を利用した農業を主産業とする地域である。特に平山台団地のナシや桃は県下最大級の産地である。  
地区の人口(H21:1,210人⇒H25:1,074人、△11.2%)、世帯数(H21:523戸⇒H25:486戸、△7.1%)ともに減少が激しく、高齢化率48.5%(H25.9)と高齢化が著しい。また、農業就業人口(H17:315人⇒H22:219人、△30.5%)(農林業センサス)も大きく減少し、平均年齢は72歳を超えている。  
近年、集落営農法人化や特産の果樹の産直、さらには萩市ふるさとツーリズム協議会が中心となり地域資源を活用した農村民泊の取組を行っている。

**現状と課題**  
小川地区は、農業就業人口の減少や高齢化により農業担い手や農家所得が減少していることから、地域の担い手となる集落営農法人の育成や新規青年就農者の定着、農産物のブランド力の強化や6次産業化などによる雇用と所得の向上が必要である。  
また、地区には特産物(水稲、玉ねぎ、ナシ、桃など)や平山台観光果樹団地、地域伝統文化財(県無形文化財:友信神楽舞、大江後神楽舞)、自然史跡(玄武岩柱状節理:龍鱗郷)などの地域資源を有しているものの、それらの有機的な結びつきが弱いこと、地域活性化を図る資源として充分活用されていない。  
このことから、地区住民が協力し知恵を出し合い、地域伝統文化の伝承や地域資源を活かした都市農村交流活動、さらには若者や女性を中心とした6次産業化などの推進拠点となる施設整備が必要となっている。

**今後の展開方向等**  
小川地区に賦存する地域資源を活用し都市との地域間交流を促進することで、小川産農産物のブランド化と販売増加、未利用資源の活用につなげるとともに、都市農村交流活動として、都市住民からの要望が強い神楽舞教室の開催、地酒品評体験、自然史跡の探訪ツアー、平山台果樹団地での農業体験、高齢者や女性の技能を活かした郷土料理や農村生活体験などのプログラムの充実を図り、滞在体験型への移行により、地区の農業振興と活性化を図る。  
また、平山台果樹団地のナシ、桃、ブドウ、リンゴなどのブランド化を進めるため、消費者交流などを積極的に展開し、人気地酒とのセット直販など有利販売を目指すとともに、地元農産物の加工品開発による女性の起業化を推進し、地区の活性化と農家所得の向上を目指す。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
萩市	小川地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域資源活用交流促進施設)	萩市	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

### 3 活性化計画の区域

小川地区(山口県萩市)	区域面積	4, 679ha
<b>区域設定の考え方</b>		
①法第3条第1号関係： 小川地区の総面積のうち農林地は4,111haで87.9%(農林地面積4,111ha/全区域面積4,679ha:2010農林業センサス等)を占めている。 就業者のうち、農林業就業者は212人で40.6%(農林業就業者212人/就業者522人)(平成22年国勢調査)を占めており、農林業が重要な役割を担っている地域である。		
②法第3条第2号関係： 人口の減少(国勢調査 H17:1,233人⇒H22:1,116人、9.5%減)や農林漁業者の高齢化(農林業センサス 年齢別の農業従事者数の高齢化率 H17:46.7%⇒H22:50.9%)が進み、産業規模の維持が難しくなっているが、上下水道や道路網、CATVなどの社会インフラが整備され生活環境は向上しており、集落営農法人や中核的農業者と連携を図りながら豊かな農産物資源を直接または加工し来訪者に販売することにより女性の起業化と所得の向上に資する環境が整っている。 こうしたことから、豊かな農林業資源(良質米、ナシ、桃などの果樹など)や観光資源(平山台果樹団地、玄武岩柱状節理「龍燐郷」、伝統神楽、農村景観など)を活かした地域間交流拠点を整備し、都市住民との交流による地域活性化策を講じることが有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係： 活性化計画地域は、全域が振興山村地域、特定農山村地域、農業振興地域であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

##### (2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

目標の達成状況については、計画主体である萩市が、地域資源活用交流促進施設への利用客や観光客調べの数値をもとに、目標の推移、実績について評価を行う。

評価については、活性化計画終了年度の翌年度の平成30年に、「あぶらんど萩地域農業推進協議会」(市、県、JA、農林振興公社、農業共済組合、農業生産法人、担い手農家等により構成)及び萩市ふるさとツーリズム協議会(農業体験プログラム提供者、農家民泊受入農家、(社)萩市観光協会、市等により構成)の外部有識者等、第三者の意見を聞いたうえで、その結果の公表を行う。